

1. 2. 4 子の監護事件¹⁹

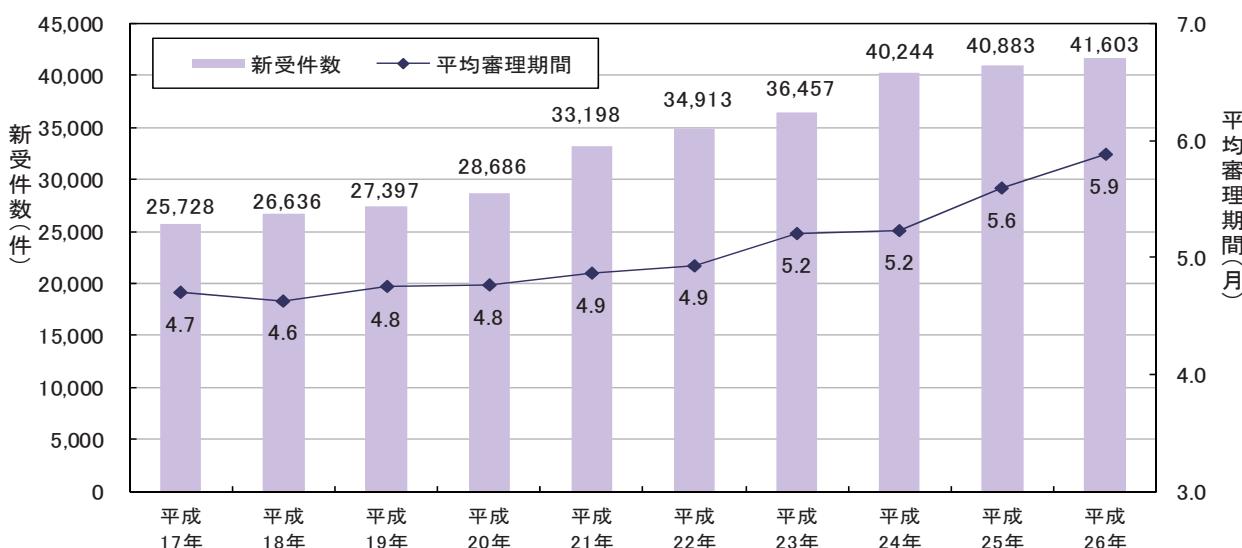
新受件数（審判＋調停）が増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にある。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者指定及び子の引渡しの各事件が最近一貫して増加していることが挙げられる。

新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は1.6%であった。

その他の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から特段の変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移については【図27】のとおりである。

【図27】新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移(子の監護事件)



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提が採られている。

新受件数は、平成17年から一貫して増加しており、平成26年も4万1603件と、平成24年（4万0244件）より若干増加したところである。平均審理期間は、平成22年まで4月台で推移していたものの、平成23年以降は若干長期化し5月台となっており、平成26年についても、平成24年（5.2月）より若干長くなっている（【表28】）、緩やかながら長期化傾向が続いている。

【表28】既済件数及び平均審理期間
(子の監護事件)

既済件数	32,868
平均審理期間(月)	5.9

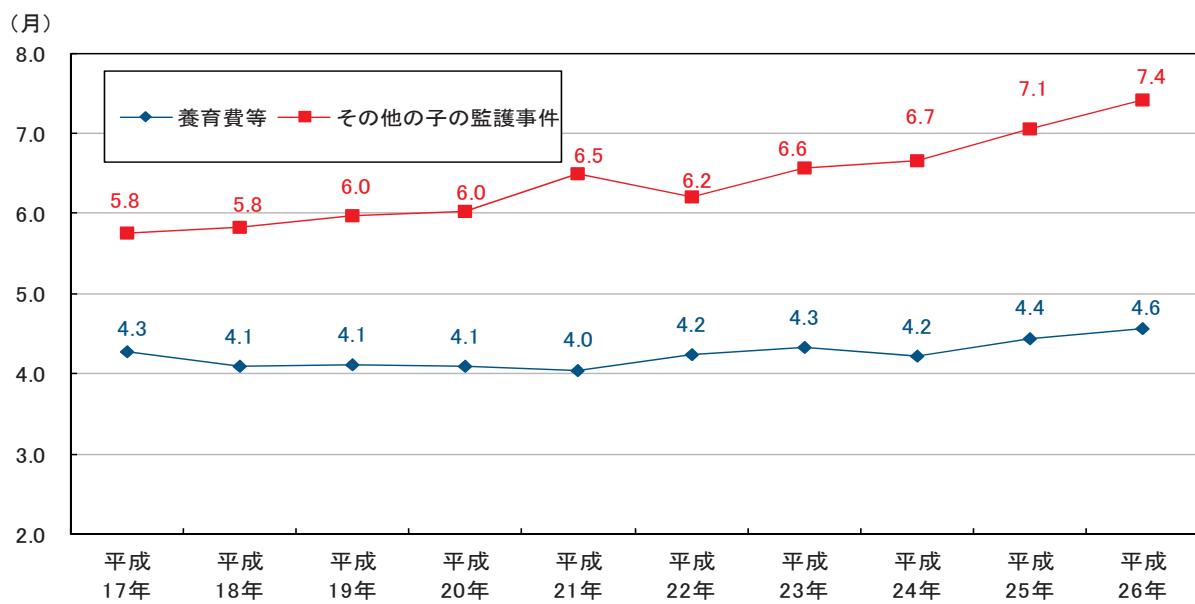
¹⁹ 子の監護事件には、養育費請求事件等（養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件）のほか、監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

IV 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

上記のような長期化傾向の理由としては、ここ数年間、養育費請求事件等の新受件数がそれほど変わらない一方で、相対的に審理が長期化する傾向がある養育費請求事件等以外の事件（面会交流、子の監護者指定、子の引渡し）の新受件数が大幅に増加していることが挙げられる（養育費請求事件等以外の事件の新受件数（審判+調停）は、平成 17 年に 8209 件であった²⁰ところ、平成 26 年には 2 万 0297 件に達している。

【図 29】のとおり、この 10 年間、養育費請求事件等の平均審理期間は 4.0 月から 4.6 月の間で推移しているが、養育費請求事件等以外の事件の平均審理期間は 5.8 月から 7.4 月へと長期化傾向を示している。）。

【図29】子の監護事件に係る類型別の平均審理期間の推移



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 30】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合は、前回（72.9%）より 5.2% 減少して 67.7% となった一方、1 年を超える事件の割合は、前回（6.44%）より 2.35% 増加して 8.79% となった（第 5 回報告書概況編 185 頁【表 24】参照）。

【表30】審理期間別の既済件数及び事件割合
(子の監護事件)

6月以内	22,253
	67.7%
6月超1年以内	7,736
	23.5%
1年超2年以内	2,628
	8.0%
2年超3年以内	221
	0.7%
3年を超える	30
	0.09%

²⁰ 司法統計年報による。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表31】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合は前回と変わらず、15%程度が認容又は却下の審判で終局する傾向も、前回と同様である（第5回報告書概況編186頁【表26】参照）。新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は1.6%であった。

【表31】終局区分別の既済件数及び事件割合
(子の監護事件)

調停成立	18,840 57.3%
調停をしない	465 1.4%
調停に代わる審判	530 1.6%
取下げ	7,972 24.3%
当然終了	273 0.8%
認容	3,511 10.7%
却下	1,277 3.9%

平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）及び平均期日間隔については【表32】のとおりであり、平均期日回数は前回（3.0回）より若干増加して3.4回となり（平均調停期日回数の増加による。），平均期日間隔は前回（1.7月）より若干増加して1.8月となった（第5回報告書概況編186頁【表27】参照）。

【表32】平均期日回数及び平均期日間隔(子の監護事件)

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	3.4
平均調停期日回数	2.9
平均審判期日回数	0.4
平均期日間隔(月)	1.8

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

調査命令の有無別の既済件数及び事件割合については【表33】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合は、前回（40.5%）より2.3%増加して42.8%となっており、他の家事事件よりもその割合が高いことは前回と同様である（前掲IV. 1. 2. 2【表17】，前掲IV. 1. 2. 3【表26】）（第5回報告書概況編186頁【表28】参照）。

【表33】調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(子の監護事件)

調査命令	あり	14,080 42.8%
	なし	18,788 57.2%

2 家事事件に係る実情調査の概要と検証

平成 26 年 10 月から 11 月にかけて、大規模家庭裁判所本庁 2 庁、小規模家庭裁判所本庁 2 庁及び家庭裁判所支部 1 庁の計 5 庁の裁判所並びに上記本庁 4 庁に対応する単位弁護士会に対し、家事事件（主として家事調停事件）の実情や現在の家庭裁判所における取組に係る実情調査を行った。

実情調査の結果及びそれを踏まえての検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

1 家事事件の動向に関する実情調査等

(1) 「事件」に関する実情

面会交流、子の監護者指定、子の引渡しといった子の監護事件が、特に大規模庁では一貫して増加しており、感情的対立の先鋭化が見られるなど、紛争性の高い事件も多い。また、父親が子の親権・監護権や面会交流を強く求めることが増えており、この背景には、男性の子育て参加、祖父母等の子への思いの強さ、インターネットの普及等に伴う当事者の法的意識の高まり等があると考えられる。面会交流事件では、非監護親に同居当時の状態を再現したいとの思いが強い事案、当事者間にDVの問題があるなどして監護親が強く反発する事案、非監護親が養育費を払わないために調整に支障が生じる事案などが目立つようになっている。

このほか、双方に資力がないため婚姻費用分担の調整が困難となる事件や、養育費の減額が申し立てられる事件が増えており、また、遺産分割事件では、均分相続的な価値観と長子承継的な価値観の対立が先鋭化したり、少子化の影響もあって相続の生活保障機能への当事者の期待が強まっていたり、被相続人を介護した者がその貢献を考慮するよう求めたりする事案が特徴的である。

(2) 「当事者」に関する実情

自己の主張に固執する当事者が増えている。また、インターネットで法的情報を得ていることもあいまって、当事者の主張や要求が従前より強まっている。しかも、都合のいい情報だけをピックアップして、それに沿った対応を弁護士に求めるケースもある。

手続代理人弁護士の関与については、全体的に増加傾向ではあるが、地方部では、手続代理人弁護士関与率が比較的低い傾向にあり、この要因としては、弁護士ができる限り本人で手続を進めるように助言して正式な受任までしない場合も多いこと等が考えられる。

手続代理人と当事者本人との関係では、地域差もあるが、本人の意向が非常に強くなってしまい、弁護士の書面の作成の仕方について本人が了承しない場合も見られ、また、信頼のある紹介者を介さずインターネットを通じて受任に至る場合が増え、手続代理人による説得がしきれない場合もある。

手続代理人には、当事者との信頼関係を構築しつつも、事件関係者全体の利益や将来にわたって当事者同士の関係等が継続することも考えながら、なるべく調停での解決を見据えて合意形成のための着地点を見いだすようにし、当事者が主体的に解決を図られるようにしていくといった役割が期待されている。また、手続代理人が付いた場合、資料の提出等についての調停委員会か

らの詳細な説明も不要となり、資料提出自体も早くなるばかりでなく、期日間に手続代理人同士で協議をすることも可能であるため、紛争の早期解決が図られるようになる面がある。その一方で、期日調整が困難になるという面もないではないし、調停手続を通過点としてしか考えず、事件を訴訟に持って行きたがったり、当事者の意向を重視し過ぎて、事件の見通しを示して当事者を説得し主体的な意思決定を促すことができなかつたりする手続代理人もいる。

検証検討会では、手続代理人が関与している事案の方がそうでない事案に比べて平均審理期間が長くなっている点について、①家事事件が複雑困難化し、より粘り強く調停に取り組まなければ解決が難しい事案が多いところ、手続代理人がそうした事案の解決に向けて努力していることの現れではないか、②簡単な事件であれば相談結果を基に当事者において解決が可能であることからすれば、手続代理人が付くのは、難しく審理に時間が掛かる事件に限られてくるのではないかとの意見が出された。

2 運用上の施策に関する実情調査等

(1) 家事調停における裁判官関与の一層の充実

ア 取組の実情等

大規模庁では調停事件の数が多く、小規模庁では裁判官が調停事件以外も並行して処理している状況があるため、裁判官が調停委員と直接話す対面評議を全件について行うことは難しく、期日前に行われる事前評議については、その多くが書面を用いた評議の形で行われている。事前評議においては、どのような場合に中間評議（期日中に行われる評議）を行う必要があるかについて、調停委員会内の認識の統一を図るなどしている。なお、中間評議に続いて裁判官が直接期日に立ち会う場合には、その時間も含めると1件に30分以上掛かることもあるので、その適切な選別が課題となっている。

裁判官と関係職種との連携等に関して、調停委員の重要な役割は、当事者との信頼関係を醸成するとともに、感情対立の状況を裁判官に整理して伝えることであり、また、法的観点を当事者に示してその納得に基づく主体的解決を促すことも求められている。書記官は、調停委員会及び家裁調査官が、必要な情報を共有できるようにするキーステーション的な役割を担っており、中間評議が何件も立て込んでいる場合に、裁判官の方針等を踏まえ、中間評議が求められている具体的な理由を確認し、評議の優先順位を振り分けるなどもしている。家裁調査官は、特に子の意思把握が問題となる局面において、調停委員による事情聴取のポイントや今後どのような場合に家裁調査官の立会の必要が見込まれるかについて意見を伝え、調停委員としても、家裁調査官が中心となって書式を作成した「子の状況チェックシート」をツールとして活用しながら、初期段階から子の意思の把握に努めるなどするようになっている。問題のある事案では家裁調査官が早期に積極的に関与する傾向にある。

イ 成果と課題等

こうした裁判官関与の一層の充実の取組に関し、調停委員としては、裁判官が積極的に関与する度合いが高まり、裁判官と評議をした上で進行するのが当然との雰囲気が醸成されてきたと受け止めており、裁判官の方針が伝達されることで事件の進行の円滑化・迅速化にも資するものと評価している。弁護士としても、ポイントごとに評議をしていることを調停委員が当事者に伝え

ることが多くなり、裁判官が当事者の説得を試みることも増えるなど、調停手続が円滑に進行するようになっていることを評価している。審判の見通しが説明されること等で、当事者の納得度・信頼度も増してきていると思われる。

婚姻費用分担、養育費、遺産分割等といった経済事件については、裁判官の一層の関与により進行方針の見極めが早くできるようになったり、審判手続が迅速になったりするといったことも見られるが、全体としては平均審理期間が従前よりやや長くなっている府が多い。

中間評議の実施までに待ち時間が生じること（いわゆる「評議待ち」）に関しては、待ち時間が生じている理由について当事者に丁寧に説明するよう努められているほか、「評議メモ」（評議を求める理由等を調停委員が書くメモ）や、裁判官・書記官が所在している調停室が一覧できるボードを利用するなどして、中間評議等のための当事者の待ち時間が長くなることをできるだけ防ぐ工夫もされている。

期日の入れ方に関し、大規模府では、調停室が限られている中で期日間隔が長くなり過ぎないように、午後に2コマの開廷をしている。小規模府では、調停開廷日が限られているが、他の日にも臨時の期日を入れたりするなどの対応もされている。期日間隔については、書面の準備の都合や当事者の仕事の都合等により、1か月程度の間隔を要する場合も多い。

ウ 検証検討会での議論等

検証検討会では、裁判官関与の一層の充実に向けた取組について、①家事法の施行を契機として評議がより綿密に行われ、調停委員も裁判官に評議を求めやすくなっていることが各地で指摘されていて、一連の取組は評価できるとの意見や、②以前と比べて裁判官と調停委員の役割が明確化された上で、調停に法的観点がかなり入ってきているように感じたとの意見が出された。また、現状において、調停事件の平均審理期間がやや長くなっている点について、裁判官関与が充実したこと、解決に必要な資料を整えるため、提出指示がより詳細になったり、調停の過程での説得により力が入れられるようになったりしたことも要因の一つではないかとの意見が出された。

今後は、家事調停事件の特性を十分考慮しつつ、審理期間や調停成立率などの統計データを多角的に見るなどしながら、裁判官関与の効果検証を行っていくことが重要である。また、検証検討会では、裁判官が上記のような関与をすることを前提に、更なる態勢整備の必要が出てきているのではないかとの意見も出されたところ、運用上の工夫を講じてもなお裁判官が必要かつ相当な関与をするために態勢整備を要するかについて検討を行っていくべきであろう。

（2）透明性の高い手続の実現

ア 取組状況の概略

手続の透明性を高めるとの理念に基づく家事法の成立を機に、調停事件においても、当事者間でできる限り資料を共有する方向での運用が進められているほか、いわゆる双方立会手続説明（当該期日の開始時ないし終了時に、当事者双方が同席する場で手續等の説明をする運用）など、当事者と裁判所が、手續の進行状況や争点に関する認識を共通化するための工夫が図られている。

イ 実情調査の結果

申立書については、写しが相手方に送付されることを前提に、手続代理人の付く事案も含め、定型的な書式が用いられている。事情説明書など、第1回期日前に提出すべき書面が拡充されたところ、これは事案の概要の把握に資している。その他の資料についても、経済事件を中心として相互交付が円滑に行われるようになっている。

双方立会手続説明については、同席に関して当事者の了承が得られていることを前提にした上で、第1回期日開始時においては、調停手続の一般的説明等を行い、各期日終了時においては、これまで合意できた点と対立点、今後に向けて準備すべき事項の確認等を行っている府が多い。双方立会手続説明の実施により、裁判所の公平性・中立性に対する信頼や調停手続に対する理解・納得が深まっており、また、資料の提出も円滑に進み、これまでより争点も明確化されるようになっている。

この他、裁判所・当事者間で認識を共有化するため、争点や問題状況等の説明に際してホワイトボードが活用されたり、フローチャート（審理全体の流れや現時点での進捗状況等を当事者が意識しやすいようにするためのもの）などが用いられたりもしている。

ウ 検証検討会での議論等

検証検討会では、透明性を確保することの意義は、互いの言い分が相手に伝えられた上で納得できる解決に至るプロセスを実現することにあるとの意見が出された。透明性の確保によってお互いの言い分が正確に伝わるなどすることは、ポイントを絞った手続進行を可能にするという意味で、審理期間の短縮という観点からも意味があると思われる。今後、各府においては、種々の機会に他府の取組状況に関する情報をも共有し、各府の実情や事案の個性に応じて有用と思われるツールを積極的に取り入れ、上記の意義の実現に向けて取組を深化させていくことが期待される。

（3）調停に代わる審判

調停に代わる審判は、①当事者が不出頭を繰り返し裁判所からの出頭勧告にも応じない場合（特に、相続人多数の遺産分割事件の一部の当事者が無関心の場合）、②養育費の金額等の対立の幅が僅少である場合、③当事者の一方又は双方が解決の方向性には納得しているものの、感情的な反発などから「合意」には難色を示す場合に用いられている。多くの府では、異議申立てがされて審判移行する可能性がそれなりにある事案については、審判移行までに時間のロスを生じさせてしまうことを考え、調停に代わる審判の活用に消極的であるが、調停に代わる審判が示されることで争点が明確になるなどの効果もあるとして、異議申立ての可能性にとらわれず、大幅に利用件数を伸ばしている府もある。

今後は、各府の取組状況等について情報共有をしながら、引き続き、審理の適正・充実・迅速の観点からより良い運用を目指していくことが期待される。

（4）電話会議システム等の利用

家事法施行に伴い、調停事件において電話会議システム・テレビ会議システムの利用が可能となつた。

電話会議システムは、遠隔地当事者の事例や病気等で当事者の出頭が困難な事例等において広く利用されているが、表情の観察ができます、相互の信頼関係が構築しにくい面もある。こうしたデメリットは、テレビ会議システムには少なく、本人確認等の面でも、テレビ会議システムの方が優れているが、頻繁に利用されるまでには至っていない。その運用上のあい路等については、その原因を正しく見極めた上で適切な対応策を講じていくのが相当である。

2. 1 はじめに

今回の検証では、家事事件の実情や現在の家庭裁判所における取組に関し、これまでの検証をフォローアップする形で実情調査を行うこととし、平成26年10月から11月にかけて、大規模家庭裁判所本庁2 庁、小規模家庭裁判所本庁2 庁及び家庭裁判所支部1 庁の計5 庁の裁判所並びに上記本庁4 庁に対応する単位弁護士会に対して調査を実施し、裁判官や弁護士等から忌憚のない意見を聴取した。

以下においては、いくつかの大項目ごとに、まず、前提となるこれまでの迅速化検証報告書の記載内容（主として第4回報告書施策編及び第5回報告書社会的要因編）などを要約して紹介する。次に、実情調査において出された意見を項目ごとにまとめるとともに、実情調査に関する意見等を掲載し、必要に応じて若干の分析等を試みている。

2. 2 家事事件の動向に関する実情調査等

第1 「事件」に関する実情

1 これまでの報告書の概要

- * 単身世帯及び核家族的世帯の増加等により、共同体意識が薄れて個人の権利主張が強まり、家族の価値観の多様化やコミュニケーションの減少が進み、家族間に葛藤や紛争が生じ、またその家庭内解決が困難となっている（第5回報告書社会的要因編29頁、30頁）。
- * 離婚をめぐる争いにおいて、父親側が親権や面会交流を強く求めることが多いところ、背景には、少子化の影響で孫が少なくなったことや、若い男性の子育てに対する意識が急激に高まり、家事にも協力するようになっていることがあるように思われる（第5回報告書社会的要因編28頁、145頁）。
- * 核家族化が進行する中ではあるが、親が子世代と同居する直系家族的世帯も少なくなく、核家族的規範（均分相続の発想につながる。）と直系家族的規範（親と同居する子を優遇する発想につながる。）が併存し、遺産紛争等での対立の原因となる（第5回報告書社会的要因編29頁）。

2 実情調査の結果等

実情調査及び検証検討会では、次のような意見が出された。

（1）法律相談の状況等

- * 高齢化を反映してか遺産相続に関する相談が増えているし、子の監護に関する紛争（面会交流等）についての相談や再婚に伴う紛争を予防するための相談も増えている。
- * 同一当事者が繰り返し調停を申し立てようとすることも目立っており、最初の調停において調整が丁寧に行われていればより早く解決が図られたのではないかと感じる事案もある。

（2）事件の質的動向等

ア 子の監護をめぐる事件等

- * 特に大規模庁では、養育費請求事件等を除く子の監護事件（面会交流、子の監護者指定、子の引渡し）が一貫して増加している。こうした事案では、感情的対立の先鋭化も顕著となっており¹、子の状況等に

¹ ただし、地方部の実情調査では、当事者に地縁・血縁があり、子との面会等ができないから完全に孤独になるというわけでもないた

IV 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

- する家裁調査官の調査（面接調査、試行的面会交流、保育園等の調査等）が必要となる場合が多い。
- *保全処分の申立てがされるものを含め、紛争性の高い事件も多い²。例えば、面会交流中の連れ去りがあった事案のように緊急性の強い事案もある。
- *離婚事件の中でも、離婚それ自体が争われる場合のみならず、親権や子の監護に関する問題等が主たる争点となり、調停段階で子の調査が行われる場合が増えている。
- *父親が、養育環境が必ずしも整っているとはいえないなかつたり、自身が育児に深く関与してこなかつたりした例も含めて、子の親権・監護権や、面会交流を強く求めることが増えている。
- こうした状況の背景には、①男性の子育て参加に伴う意識の変化、②少子化傾向もあって、当事者のみならず祖父母等の子への思いが強いこと³、③民法等改正（協議離婚の際に面会交流に関する定めをすべき旨などを明示した平成23年の法改正）、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結やインターネットの普及により当事者の法的意識が高まったこと、④家庭内のコミュニケーションや人間関係そのものが全体的に希薄化し、非監護親の社会での孤立感が高まっていること、⑤初婚年齢が高まって離婚後に再婚し子をもうける可能性が低くなっていることなどによって、子との関係性のウエイトが高まっていること、⑥監護親側に不貞や子への虐待などの問題がある場合に、非監護親側が、監護親には子を委ねられないとの思いを強く持つようになったことといった事情があると考えられる。
- *面会交流事件については、①非監護親に、面会交流を利用して同居当時の状態を再現したいとの思いが強い事案、②有責配偶者が面会交流を申し立てたり、当事者間にDVの問題があつたりして、監護親が強く反発する事案、③子連れで再婚した監護親が、合理的な理由なく面会交流を拒否する事案、④非監護親が養育費を払わないために、調整に支障が生じる事案も目立つようになっている。
- *面会交流事件について、一旦調停が成立したり審判が出されたりした後で、履行をめぐるトラブルが生じ、再度の調停申立てがされる場合が増えている。これには、離婚調停の中で面会交流に関して取り決める場合に、代替日の設定等について必要な調整がされていないことがあること、調停成立後の子の成長に応じた当事者間での調整が難しいことも関係していると思われる。
- *特に最近、親としての役割を果たせない当事者が増えるなどして、児童相談所が関与している事件（調停事件のみならず、児童福祉法28条審判事件、親権停止審判事件等を含む。）が増えている⁴。中には、発達障害の子に対する適切な養育ができず児童相談所に相談がされたようなケース（ネグレクトに至っている場合もある。）なども散見される。
- *離婚に伴う子どもの貧困が深刻な問題となっており、子どもは離婚における一番の被害者であるが、現状においては、子どもの利益が必ずしも十分に守られるような仕組みが整備されているとはいえない印象があることから、こうした仕組みが必要になってきているのではないか⁵。

イ 離婚事件

- *生活習慣にずれがあるという程度で離婚が求められるなど、必ずしも離婚原因が判然としない事件が増えている。その要因としては、女性の社会進出が進み、児童扶養手当等の経済的な保障が充実してきたこ

め、子の監護事件につき、極端な先鋭化までは見られないとの指摘もされた。

² 子の引渡しを本案とする仮処分が申し立てられた件数は、平成17年に476件であった（司法統計年報による。）ものが、平成26年には1142件にまで増加した。

³ 実情調査では、時間も資産もある祖父母がむしろ主体となって弁護士のもとに相談に来る場合があることや、背後にいる親族の意向が強く働いていると、一旦納得した当事者が親族の影響で翻意するなどして、解決が困難になる傾向があることが指摘された。また、地方部では、祖父母の強い思いの背景に、「家」の跡継ぎに対するこだわりや、三世代が同居することの多い地域的事情もあると思われるとの指摘がされた。

⁴ 実情調査では、虐待事例自体が増えているというよりも、虐待に対する社会の意識が高まっているために、児童相談所が関与する場合が増えているのではないかとの指摘がされた。

⁵ 実情調査では、例えば関係機関のパンフレットを裁判所にも備え置くなど、裁判所と行政福祉サービスの連携がより模索されることを期待するといった指摘もされた。